

岩手県告示第890号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
帯島上	九戸郡洋野町帯島（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	該当なし
大内田	九戸郡洋野町大野（別紙図面のとおり。）	〃	〃
上間ヶ沢	〃	〃	〃
林郷	〃	〃	〃
阿子木	九戸郡洋野町阿子木（別紙図面のとおり。）	〃	〃
阿子木ー1	〃	〃	〃
百鳥の沢	九戸郡洋野町上館（別紙図面のとおり。）	土石流	別紙図面のとおり。
大野川の沢	九戸郡洋野町大野（別紙図面のとおり。）	〃	該当なし
小茅生の沢	九戸郡洋野町水沢（別紙図面のとおり。）	〃	〃
小茅生の沢（2）	〃	〃	〃
小茅生の沢（3）	〃	〃	〃
上水沢の沢	〃	〃	〃
生平の沢	〃	〃	別紙図面のとおり。
生平の沢（3）	〃	〃	該当なし
生平の沢（5）	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県北広域振興局土木部並びに洋野町役場に備えておいて縦覧に供する。